

# 農林水産省説明資料

平成29年1月23日

農林水産省



# 1 相続未登記農地等の実態調査について

- 土地の所有者不明化が問題となっているところ、農地についても、相続未登記農地の存在が担い手への農地の集積・集約化を進める上での阻害要因となっているとの指摘。
- 昨年6月の「日本再興戦略2016」でも、この問題の調査と改善策の検討が明記されたことを踏まえて、農業委員会(市町村の独立行政委員会)を通じて相続未登記農地等の実態調査を実施したところ。

## 「日本再興戦略2016－第4次産業革命に向けて－」 (平成28年6月2日閣議決定)

### 第2 具体的施策

#### 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

##### (2) 新たに講ずべき具体的施策

##### i) 生産現場の強化

##### ① 農地中間管理機構の機能強化等

農地中間管理機構の昨年度の実績(借入・転貸)は、初年度(2014年度)の3倍程度に増大しているが、全都道府県で機構を軌道に乗せるため、更に改善を図っていく必要がある。このため、以下の施策に取り組む。

(中略)

・相続未登記の農地が機構の活用の阻害要因となっているとの指摘があることを踏まえ、全国の状況について調査を行うとともに、政府全体で相続登記の促進などの改善策を検討する。

## 2 実態調査の結果について

- 実態調査の結果、相続未登記農地及びそのおそれのある農地の面積合計は約93万haで全農地面積の約2割。
- そのうち、遊休農地の面積は約5万4千haで、遊休農地面積全体の約4割。

### 結果

|                |         |
|----------------|---------|
| 相続未登記農地        | 47.7万ha |
| うち遊休農地         | 2.7万ha  |
| 相続未登記のおそれのある農地 | 45.8万ha |
| うち遊休農地         | 2.7万ha  |
| 合計             | 93.4万ha |
| うち遊休農地         | 5.4万ha  |

### 定義

- 「相続未登記農地」:  
登記名義人が死亡していることが確認された農地。
- 「相続未登記のおそれのある農地」:  
住民基本台帳上ではその生死が確認できず、相続未登記となっているおそれのある農地。
- 「遊休農地」:  
1年以上耕作されておらず引き続き耕作される見込のない農地等

※ 各農業委員会において、農地台帳上の農地の登記名義人について、固定資産課税台帳及び住民基本台帳上のデータとそれぞれ照合。

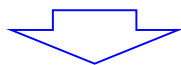
### 3 所有者不明の遊休農地の活用に係る制度について

#### 所有者を確知できない場合の利用権設定（農地法）

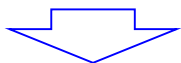
- 所有者不明の遊休農地については、農地法に公示、裁定手続を手当てしているが（平成26年農地中間管理機構法創設時）、相続未登記の場合には、この制度の活用も容易ではない。
- 今後、この調査結果を踏まえて、関係省庁と連携しながら、改善策（相続登記の促進など）を検討していく考え。

#### 遊休農地に対する 公示・裁定手続

所有者等（共有の場合は過半の  
持分を有する者）を確知できない  
旨を公示（32条3項）



都道府県知事による裁定  
（43条2項）



農地中間管理機構が利用権  
（5年以内）を取得  
（43条4項）

相続未登記農地では、この制度を活用するための事前準備（所有者を確知するための努力が必要）も難しい場合があり、担い手への農地利用の集積・集約化を進める上での阻害要因となっている。

# (参考) 農地法に基づく所有者不明の遊休農地の公示制度

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。
- 現在いくつかの地域において、公示や裁定申請を実施中。

## 制度の概要

### 毎年1回、農地の利用状況を調査 遊休農地

- 1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない
- 周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている

### 耕作者不在となるおそれのある農地

- 耕作者の相続等を契機に適正な管理が困難となることが見込まれる

### 利用意向調査

農地所有者等に対して、

- ① 自ら耕作するか
- ② 農地中間管理事業を利用するか
- ③ 誰かに貸し付けるか

等の意向を調査

### 所有者等を確認できない旨を公示

### 農地中間管理機構との協議の勧告

- 意向表明どおり
- 権利の設定・移転を行わない
  - 利用の増進を図っていない

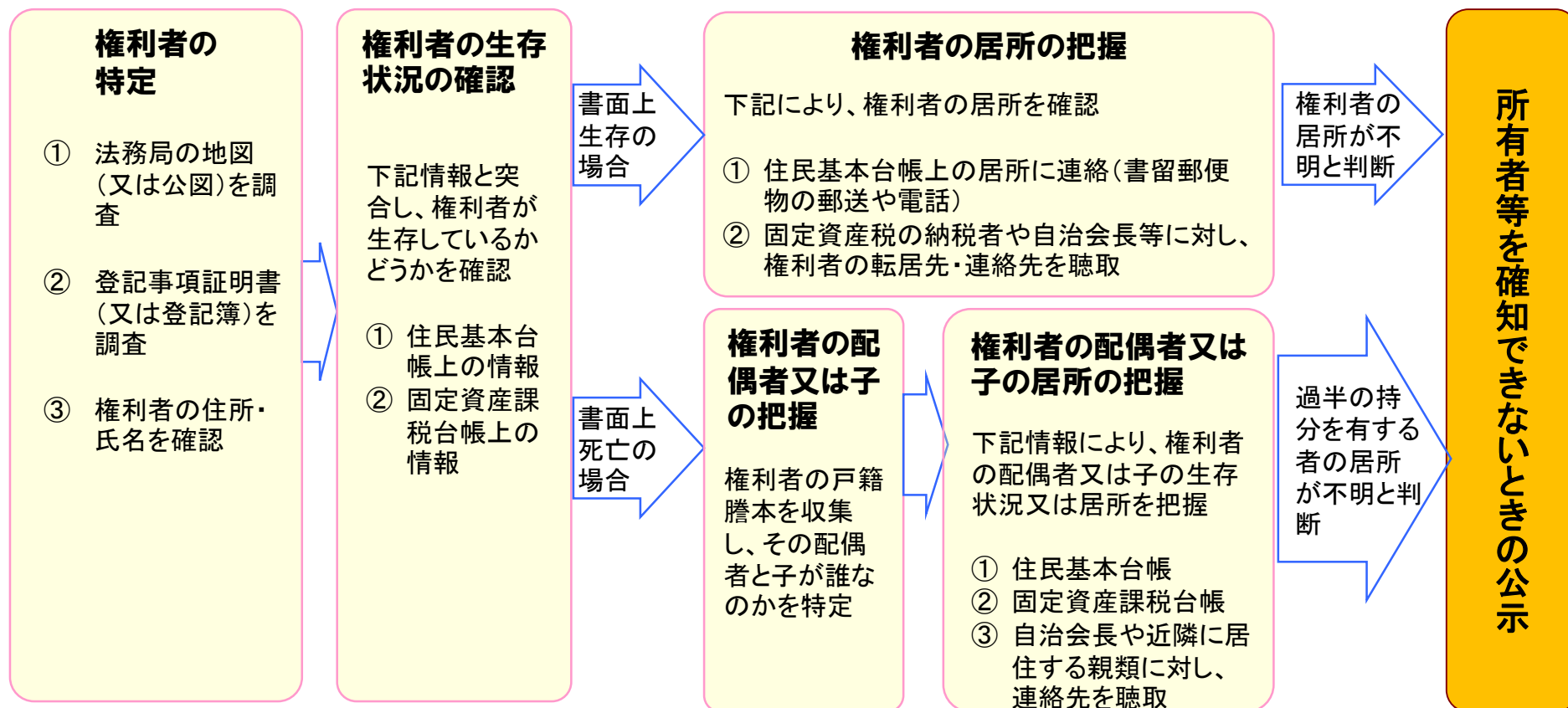
機構に対して所有者からの申出がなかった旨を通知

機構から知事に対して裁定を申請

都道府県知事の裁定

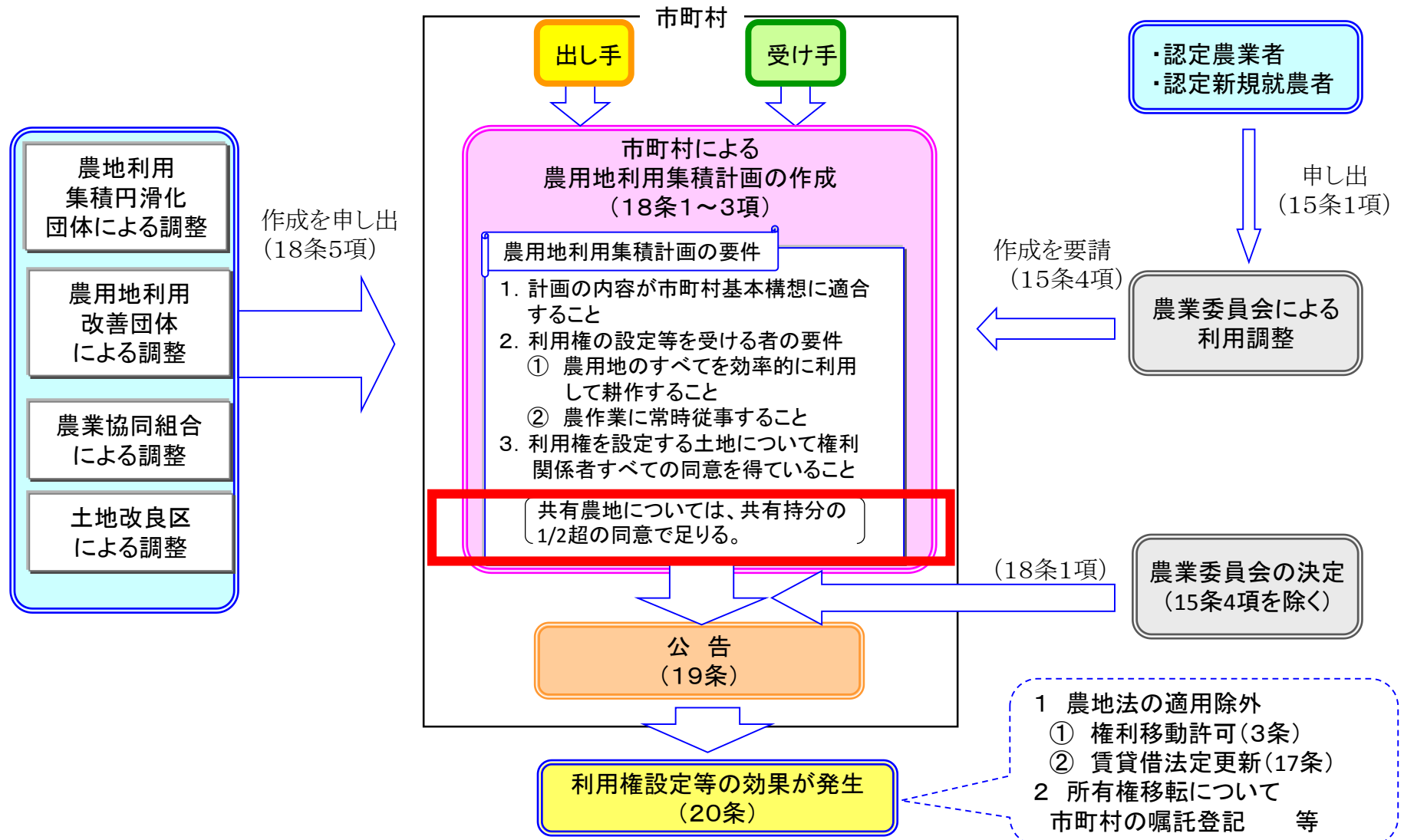
## 【公示制度の運用】

- 農地の権利者(所有者又は所有権以外の使用収益権者)について、以下の調査をしても過半の持分を有する者の所在が分からない場合、農業委員会は公示を行う。
- ① 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認。
- ② 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、その者の戸籍謄本を収集し、その配偶者又は子の居所について、住民基本台帳との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、確認。



# 4 基盤法に基づく利用権設定等促進事業の仕組み

- 市町村が農地の権利移動の計画(農用地利用集積計画)を作成して、公告すれば農地法の許可なしに権利が移動。
- その際、共有農地については、過半の同意で足りることとしている。



## 5 農地法に基づく相続等による農地の届出制度の状況

- 平成21年農地法改正により、相続等で農地を取得した場合の農業委員会への届出を義務化。
- 9割以上の市町村で死亡関連届出一覧やHPへの掲載等を行うなど、適切に周知。
- 平成26年の年間届出件数は41,332件(25,833ha)であり、平成22年に比べおよそ2倍。

